

弁護士法人制度は、その目的を達成するために、一人法人型、都市
 型、地方型、全国型などがあり、それぞれの特徴がある。また、その
 目的を達成するために、それぞれの特徴がある。また、その目的を達成
 するために、それぞれの特徴がある。また、その目的を達成するために、
 それぞれの特徴がある。また、その目的を達成するために、それぞれの特
 徴がある。また、その目的を達成するために、それぞれの特徴がある。

二〇〇三年弁護士法人実態調査の報告と分析

千葉県弁護士会会員

滝沢 繁夫

Takizawa, Shigeo

沖縄弁護士会会員

大城 浩

Oachiro, Hiroshi

第一 はじめに

二〇〇二年四月一日から施行された弁護士法人制度がどの程度
 利用されているのか、また、弁護士法人を設立した動機はどのよ
 うなものか、弁護士法人を設立した弁護士が、どのように法人の
 メリットやデメリットを感じているのか、弁護士法人は果たして

- 第一 はじめに
- 第二 設立
- 第三 社員・業務
- 第四 従事務所
- 第五 税務・年金・健康保険
- 第六 意見・課題
- 第七 まとめ

有効に機能し得ているのか等について、二〇〇三年六月の時点で全国に設立されていた八四の弁護士法人にアンケート調査を行い、三二法人から回答を得た。また、幾つかの法人を選定して、実地の聞き取り調査を行った。本稿は、その調査結果を分析して「自由と正義」に掲載するためにコンパクトにまとめたものである。

第二 設立

1 弁護士法人の設立の動機

弁護士法人の設立の動機については、あらかじめ一四の選択肢を準備して、複数選択を可として回答を求めた。

三二法人の回答を、最も回答の多かった順に並べると「法律事務所」の継続性を図るため(回答数二四)、「従事務所の設立を可能にするため(同一六)」、「法律事務所に対する社会的評価を上げるため(同一五)」、「組織力を強化するため(同一四)」、「多様化に
 応えるため(同一二)」、「大型化に備えるため(同一一)」、「税務上のメリットを得るため(同一〇)」、「専門化に備えるため(同一〇)」などであった。

弁護士事務所の法人化によって法律事務所の大型化、組織力の強化、多様化、専門化の条件を整備すること、という立法の目的が法人設立の動機のうえにも反映されていると言える。

上記動機のうち、「従事務所」の設立を可能にするため」が全回

答の半数を超えていることは、弁護士法二〇条三項の複数事務所禁止の原則が、弁護士事務所の運営展開において足かせとなっているとの認識の表れであろうか。将来の大型化、組織化、業務地域の拡大などを視野において、従事務所「の設立が可能となることは、法人化選択の大きな動機付けとなっていることがうかがわれる。

他に、「弁護士任官、弁護教官等、公的人材の供給源となるため」という回答や「法科大学院の実務研修の受け皿とするため」という、少し前までは考えられないような回答が目をひく。一連のプロボノ活動を目的とする動機であるから、弁護士事務所の法人化が、プロボノ活動の拠点として、大きな意味を持つ時代が到来するであろうことを予感させる。

2 法人設立の動機の満足度について

(一) 法人設立の動機が期待通りに満たされたかどうかというアンケートも行った。概して言えば、「法律事務所の継続性を図るため」、「従事務所」の設立を可能にするため、「法律事務所」の評価を上げるため、「組織力を強化するため」などの動機については、ほとんどの法人が事務所設立の動機は満たされたと回答しており、満たされないとする回答はわずかである。

(二) 反面「多様化に
 応えるため」などの動機については、満たされているとの回答

数が少なくなり、満たされていないとの回答が多い。大多数の法人が弁護士数五人以下の法人であるが、制度化二年経過程度の期間では多様化、大型化、専門化についてはその成果を判断するのは時期尚早ということなのであるか。今後の展開に注目したい。

3 法人化する前の事務所の形態と社員数について

(一) 法人化する前の事務所の形態は、多い順に「個人事務所（回答数二三）」、「収支共同事務所（同九）」、「親弁型共同事務所（同八）」、「経費共同事務所（同六）」の順であった。

「個人事務所」や「親弁型事務所」が法人化したものが最も多数であるという回答結果は、一人法人が大多数を占めているという事実にも現れている。個人事務所の法人成りが法人化の先鞭をつけたと表現できようか。法人化の立法過程で一人法人の導入について賛否意見が分かれたが、一人法人の容認を選択したことの意味が大きかったことがあらためて確認された。

(二) 勤務弁護士を含めた弁護士数の面から法人化をなげめると、弁護士一名だけの法人が二五、弁護士数が二名ないし五名の法人が五三（うち一人法人二五）であり、弁護士数が六名以上の法人は七つしかない。現在のところ、最も弁護士数の多い法人の弁護士は五四名であり、弁護士数一〇〇名超の大型事務所において法人化を選択した事務所はない。今後、大型事務所の合併等により、一〇〇名を超える超大型事務所は増加することが予想されるが、

これらの事務所が法人化することによって、弁護士法人制度は新たな展開をみせることになるであろう。

4 出資金について

弁護士法人の出資については、出資の態様や出資金額などに格別の法的規制がないため、出資金額を見ると、小は一〇万円から大は一億円まで、広い範囲に分布しているが、出資金額の多寡と法人の規模の大小に関連性は見られない。社員数一〇人を超える法人の出資金が一〇〇〇万円にも満たないという反面、一人法人の出資金が一億円というものもある。

出資の内容は、金銭による「出資金」が圧倒的多数であるが、「現物出資」や「債権」「労務」「のれん代」を出資としたものもある。もっとも、適正な基準で評価されているかどうかは不明である。

弁護士法人においては、資産の実際の評価額をもとに出資金を定めるといふ姿勢が薄いことを示しているが、これは、弁護士法人が合名会社と同様、人的法人であることと関連している。出資の面から法人の設立が規制される事情は皆無と評してよく、法人の設立は極めて容易である。

5 弁護士法人の設立時に特有な問題

(一) 事務所を法人化するに際して、法人化以前の継続事件や顧問

契約を法人に承継させたかどうかという問題については、大多数の法人の回答は、全部法人に帰属させたというものであった。しかし、「一部法人に承継し、残りは個人事件、個人契約として残した」という回答も、総回答数三二のうち六、七件存した。その実態がどのようなものかはつきりせず、推測の域を出ないが、破産事件や国選事件などのように、事務所の受任に変えにくい何らかの事情があったのではなからうか。

(二) 法人化の前に金額の確定していた報酬について法人に帰属させたかどうかという問題については三一法人中一八法人が全部法人に帰属させたと回答し、八法人が「一部法人に承継し、残りは個人契約として残した」、四法人が「一切法人に承継していない」と回答している。

(三) 法人化の前から使用していた什器備品、敷金等の引き継ぎについては、「設立後に有償譲渡」が回答数一二と最も多く、次いで「現物出資」が六、「設立後無償譲渡」が五である。「その他」の中に、「個人資産のまま」とか「そのまま使っている」などの回答もあった。

(四) 事務所を法人化するにあたり、契約書や手順書などを作成して対処したかどうかという質問については、三二法人のうち、「作らない(回答数一四)」と「臨機応変の判断で処理した(同一一)」を合わせると、二五法人は契約書類を作成していないと回答している。他方「作った(同一三)」と「作ってないが手順を定めた(同

三三)」を合わせても六法人にすぎない。構成弁護士数の多い共同事務所では、何らかの契約書や手順書のようなものが必要であろうが、少人数の弁護士事務所の法人化にとっては、契約書等なくとも容易に法人化が可能であり、かつ、特段何の問題も生じていないということであろう。

(一) 収支共同事務所は、アンケート調査結果では「一」と報告されていたが、その後「九」が正しいことが判明したので訂正する。誤った情報を提供した点お許しいただきたい。

第三 社員・業務

1 競業の問題について

(一) 社員の競業については、三〇法人中、七法人は「定款または社員全員の合意で全面的に禁止している」、九法人は「定款または社員全員の合意で競業を認めている」、一四法人は「特に定めていない」と回答している。競業を全面的に認めていない法人と認めている法人がほぼ近い数字である点は興味深い。両者の違いは、収益分配規定の内容にもよるが、前者は実質上も収支共同型に、後者は実質上経費共同型に近くなる点である。回答をよせた全三三法人中、一六法人が社員二名以上、八法人が純然たる弁護士一人の法人、七法人が社員一人と勤務弁護士の法人であることから推測すると、社員が複数の法人では、競業を認めるにせよ禁

止するにせよ、定款または社員全員の合意によりあらかじめ競争の可否について定めているが、社員一名の法人は、さしあたって競争禁止を定めておく必要性がないということであろうか。

(二) 「競争できる内容を具体的に記載してください」との問いに七法人が回答したが、国選事件や弁護士会指名の法律相談、法令により官公署の委嘱した事項などであった(これは弁護士法三〇条の一八の第二項但書で競争が認められている事項である)。

(三) 競争が問題になった時の対処方法については、六法人の回答しかなかったが、定款や社員の合意で禁止または容認を定めている以外の法人は、具体的に競争が問題となった時に、ケースバイケースで判断するというスタンスのようである。

2 利益相反について

「利益相反について問題となったことがありますか」との問いに対し、三三法人中三〇法人が問題となったことがないと回答している。問題になったことありとしたのが一法人であった。現在のところ、利益相反が現実化したことは殊んどないという結果であるが、今後、運用期間を経ることによって、また、超大型事務所の法人化が増加することによってどのような結果になるか注目する必要がある。

3 弁護士法人の名称について

弁護士法人の事務所の名義については二四法人から回答があったが、弁護士法人は「弁護士法人と同一名称かまたは同一名称に準ずる名称を使用すべきである」との意見を是とする法人が一八、否とする法人が六であった。是とする意見は、「両者がつながらない名称使用を認めるのは、第三者の立場からみれば不可解である」というものであり、反対の意見の代表的なものは、「弁護士法人は、法人格として、個人弁護士と同列であり、個人弁護士が自由に事務所(名称)を設定できる以上、弁護士法人も自由に設定できると言うべきである。法人名称と事務所名称を同列に考えるのはおかしい。」というものであった。

4 委嘱事件等について

国選弁護士や破産管財人、更生管財人などの、法令等により官公署が委嘱する事項について、弁護士法人が選任または委嘱を受けたケースがあるかどうかアンケートしてみた。

三〇法人の回答中、弁護士法人が選任または委嘱を受けたとの回答は一法人のみであり、二九法人は、法人として受任あるいは委嘱を受けたケースはないと回答している。

委嘱事項の法人受任については、「法人が受けられるようにすべきである」との意見が強いが、実際に「法人で受任した」旨の回答や「裁判所と相談中の案件があり、近く法人受任になると思

われる」との回答もあるので、日弁連及び単位弁護士会が裁判所と交渉をすれば、法人受任は存外スムーズに実現するのではないかと思われる。この点に関する日弁連及び単位弁護士会の役割に期待したい。

5 一人法人について

一人法人と従前の個人事務所との違いを一人法人に限定して質問したところ、「公私を峻別する心構えが明確になった」「会計処理をしっかりとるようになった」「対外的に評価が高くなった」「税務上効果があった」というプラスの面と、「記帳事務が多く(煩雑に)なった」というマイナス面の回答があった。

公私の峻別と会計処理の厳正化が回答の一、二位を占めているということは、経営者単独の事務所にとっては、法人化によって事務所の運営が企業的に合理化される見込みが高いといえそうである。今後一人法人は、増加傾向が見込まれる。

6 弁護士法人のメリットとデメリットについて

弁護士法人のメリットについて回答を寄せた一九法人は、「事務所の継続性が強化された」や「対外的評価や信用が増大した」「従たる事務所の設置が可能となった」「税務上の効果が大きい」「会計処理や事件処理について、公私の区別を明確化、処理の合理化、法律関係が明確化された」ことなどを、メリットとしている。

る。

他方デメリットについて回答を寄せた一七法人は、「会計的には煩雑になった」、「経費増(社会保険料の増大や印紙税の負担増等を理由とする)」、「破産管財人等を法人で受任できない」、「業務の画一化、硬直化」、「利益相反、リスク管理」などをデメリットとしている。

メリット、デメリットは、法人を選択する目的、事務所の規模、収入の多寡等によって相対的に生じるもので、固定的なものではないことから、各人が、自分の事務所の条件・指向する方向等により各々メリット、デメリットを判断し、法人選択を検討することになる。

第四 従事務所

1 二〇〇三年一二月末日現在までに設立された弁護士法人の数は一〇〇、うち従事務所を有するものは二七、その従事務所には社員弁護士が常駐しない、いわゆる非常駐の従事務所は六であった。

2 アンケート回答のあった三二法人のうち従事務所を設置した法人数は六で、その六事務所が従事務所を設置した動機として回答したものは、地理的拡大をして業務の拡大を図るとするものが六、過疎対策が二であった。回答時点での動機と比較しての満足

はほぼ得られているとのことであった。

また従事務所の所属弁護士は、主事務所構成員によるものが四、従事務所所在地の弁護士によるものが二であり、いわゆる派遣型の従事務所が多い傾向が見られた。

従事務所の機能としては、東京進出の拠点と回答したものが二ある外、過疎地の克服や単独事務所を結合して主事務所、従事務所とした上で財政面、業務遂行面で相互扶助することを挙げるものがあつた。

3 法人制度発足の当初は、東京の法律事務所が地方に従事務所を大挙して設置することが予想されそのことが、従事務所制度否定論の根拠になっていたが、結果によれば、そのようなケースはなく、かえって東京以外に主事務所を置く法律事務所が東京に従事務所を置くケースが目立った。

従事務所は、地理的拡大機能に加えて、二以上の事務所が従来通りの事務所の業務を継続しながら、組織的に併合することを可能にする機能があるから、専門集合型、単独相互共助型など様々な態様の結合を可能にする（別稿参照）。

従事務所設置の効果、影響は、もう少し時間をかけて見守る必要があると思われる。

第五 税務・年金・健康保険

1 税務上の影響

法人化による税務面への影響は大きく、有利・不利について具体的な回答が寄せられた。

(一) 有利な点

- ① 弁護士個人の所得が事業所得から給与所得となり、給与所得控除が受けられるようになった（五回答）。
- ② 従前個人事業者として消費税の課税業者であったが、出資金を一〇〇〇万円未満として法人化したため二年間消費税の申告・納税をしなくて済んだ（三回答）。
- ③ 顧問先や顧客からの源泉徴収がなくなった（二回答）。
- ④ 公私の区分が明確となり、経理面の合理化が進んだ（二回答）。
- ⑤ 繰越欠損の損金算入は、個人は三年だが、法人は五年（一回答）。

(二) 不利な点

- ① 交際費の一部が損金扱いにならない（四回答）。
- ② 領収証等に収入印紙が必要となる（四回答）。
- ③ 法人税法の適用を受けるので会計事務が繁雑になった、税理士の関与が不可欠となった、会計が現金主義でなく、発生

主義となった、という点をデメリットとして挙げるケースもあった(計五回答)。

④ みなし法人制度が存した時期にも同じ問題があったが、法人に予想を超える収入があった、これを役員報酬として支給しようとする、法人の損金としては計上できず、他方役員個人は所得税を課税される(法人税と所得税のダブル課税となってしまう)(五回答)。

⑤ その他、法人税率が高いとか、従たる事務所にも地方税が課税されるとか、国選収入、破産管財人報酬等が法人の収入と一体化できないので不便というものとか、寄付金の損金算入の範囲が個人事業と異なるとかを指摘するものが各一回答。

(三) 法人化による税務への影響は前記のような点であり、法人化には一長一短があり、また法人の規模、収入レベルによって有利不利が変化するものと思われる。要は有利になる点を有効に利用することと思われる。そして、注意を要するのは、税制は政策が直接に反映するものだから、変化の速度が早いいため、法人選択の最大の基準を税制に置くと失望する場合も生じ得る点である。

2 年金への影響

法人化により、法律事務所は社会保険の強制適用を受ける。従前は厚生年金制度がプラスのイメージで受け取られていたため、法人化により厚生年金に加入することはメリットと考えられたが、

現在は制度に対する不信からか、メリット感が薄れているようである。

(一) 有利な点

① 法人化により役員(社員弁護士)も厚生年金に加入できるようになった(八回答)。

② 弁護士の厚生年金加入によりその配偶者は三号被保険者となつて国民年金の保険料を支払わなくてもよくなった(一回答)。

(二) 不利な点

① 保険料納付額が増えた(使用者負担分も含めて)(六回答)。

② 弁護士も強制的に厚生年金に加入させられる点を不利な点であるとするもの(三回答)。

③ 厚生年金制度の将来に不安を感じているもの(二回答)。

④ 従来加入していた弁護士国民年金基金から脱退することになり、これまでの掛金が掛け捨てになってしまうとするもの(一回答)。

(三) 厚生年金は国民年金と比較して給付額も多いが掛金の負担も大きい。厚生年金制度の将来に不安がなければ、有利な点と受け取られるが、現在多くの問題が指摘される中では現在の負担の重さを不利と感ずることが多いであろう。

3 健康保険に対する影響

法人化することにより、社員弁護士も政府管掌健康保険（政管健保）へ原則として加入することとなった。この政管健保は、現在では医療費の本人負担割合が三割と国保と同じであるが、国保よりも厚い保障部分（傷病手当金制度、継続給付制度）があり、若干の優位性がある。

(一) 有利な点

- ① 経営者弁護士も政管健保に加入できた（五回答）。
- ② 健康保険証に「弁護士法人」の記載があるため、医師から丁寧かつ慎重な診療を受けることができた（一回答）。

(二) 不利な点

- ① 保険料について使用者の負担もあり、負担増となった（四回答）。
- ③ 医療費の本人負担が国保と同じ（三割）という現状では確かに政管健保のメリットは薄いと考えられる。東京近辺では、従前の弁護士国保に残ったままというケースが二回答あった。

4 弁護士賠償保険制度について

回答のあった二五法人中二三法人が弁護士賠償保険に加入しているとの回答し、加入していないとの回答は二件であった。法人化事務所はリスクヘッジも含めて事務所経営という視点で体制を整えている感を強くした。

また賠償保険に関して、日弁連主導で適切な保険商品の開発を望む声もあった（一件）。

第六 意見・課題

- 1 司法改革に関連して弁護士法人の今後予想される具体的機能
 - ① 弁護士任官の供給基地、② 過疎対策、③ 専門化総合化、④ 国産大型渉外事務所、⑤ 公設事務所、⑥ 大量消費者対応型大型事務所、⑦ 法科大学院の受け皿、⑧ その他）について意見を求めたところ、一〇件の回答があった。このうち法科大学院に関するものが四件、総合事務所に関するものが一件、合同事務所に関するものが一件、その他四件であった。

(一) 法科大学院についてはこれと協力関係に立つ弁護士法人も多数存在しているが、調査時点で回答者中、現実に受け皿となっていた法人が一件、講師派遣が決まっている法人が一件あった。

弁護士法人のうちの相当数が、法科大学院との提携を意識していることがうかがえる。事務所の事件の間口の広さ、組織、財政を考えた場合、確かに法科大学院の院生受け入れの施設としては法人は適しているであろう。

(二) 他士業集合型総合事務所（MDP）の法人を認めるべきであるという意見も一件あった。この形のMDPは弁護士の得た収入の分配を認める結果となるので今後問題として論議されるであろう。

うが、現在の諸制度の下では不可能である。しかし、「ワンストップサービス」が強く求められている現在、既存の諸制度が考え直される時期に来ているのかもしれない。

(三) 過疎型公設事務所については、社員の交代だけで事件の引継ぎは比較的スムーズに行われるのではないかと指摘もある。実際の事件の受任は弁護士の個性に負うところも多いと思われるが、委任契約は法人との間で行われているので、委任者には説明がしやすいし、事件の受継手続も個人の弁護士から受け継ぐのよりも困難さが少ないであろう。東京弁護士会では、既に三法人が都市公設型事務所として開設している。日弁連、あるいは各単位会で公設事務所を開設される際に利用してみてはいかがだろうか。

2 その他の点について各法人に一般的な意見ないしはアドバイスを求めたところ、九件の意見があった。その中のいくつかを紹介する。

(一) 弁護士法人と医療法人との対比において同程度の公益的存在と考えて、同様の課税取扱いを望む声があった。過疎地に立地する弁護士法人とか、法科大学院の院生の養成のための弁護士法人とかであればなおさらであろう。一考に値する提言と思われる。

(二) 出資金を一〇〇〇万円以上としたら初年度から消費税の納税義務が発生したので、今後設立される法人は出資金を一〇〇〇万円とするようにとのアドバイスがあった。

(三) 法人化においては経理記録の整備、システム化が必要であったし、また弁護士間の利益相反予防のためのシステム化も必要で、これについて労力を要したので、今後こうした書式やマニュアル等の整備を望むとの声もあった。

(四) 国選事件、管財事件の報酬を法人収入とするように制度を整備してほしいとの要望があった。大型管財事件などはまさしく弁護士法人が受任するのにふさわしいので、今後その方向に進められるのではなからうか。

(五) 前記の1の(二)でも触れたが、他土業のパートナーとともに作った総合事務所の法人化(MDP)を認めるべきであるとの意見があった。弁護士の収入を外弁と分配することが認められているのであるから、前記のようなMDPの下で、収入を分け合うスタイルも今後容認されていくのではあるまいか。

第七 まとめ

1 二〇〇三年一二月末段階で弁護士法人数はちょうど一〇〇であった。法人所属弁護士数は四六八人であり、総弁護士数(二万二六三人)の約二・三%が法人に所属していることになる。

なお、他土業の法人との比較は次頁のとおりである。

専門士業の法人登録状況 (2003年12月末日現在)

職 種	法人名	登録法人数 A (件)	資格者総数 B (人)	比率 (%) A ÷ B × 100	制度開始日
弁 護 士	弁護士法人	100	20,263	0.49	H14.4.1
弁 理 士	特許業務法人	25	5,548	0.45	H13.1.6
税 理 士	税理士法人	826	67,188	1.23	H14.4.1
公認会計士	監 査 法 人	151	14,862	1.01	S41.7.3
医 師	医 療 法 人	37,306	262,687	14.20	S25.8.1

2 弁護士法人の利用者

回答者の中では、個人事務所が法人化したケースが二三件と圧倒的に多く、次いで収支共同型事務所九件、親弁型事務所が八件、経費共同型事務所が六件である。

二〇〇三年一二月末日現在の弁護士法人の構成弁護士数の分布状況は以下のとおりである。

全登録法人一〇〇件の中で、最大人数は、弁護士人数五四名の事務所が一件で、順次三〇人、二七人、二人、二〇人がいずれも各一件である。一〇〇人を超える大型事務所はなかった。

事務所が大半であることがわかるであろう。これを見ても弁護士数四名以下の

また一人法人が多いのも特徴である。

三二回答中、一五件が一人法人であった。そのうち勤務弁護士のいない純然たる弁護士一人の法人は七件であった。

前記の一〇〇法人中では社員一人の法人は五〇法人であったが、うち二五法人は勤務弁護士を抱えており、全くの一人弁護士の法

(構成弁護士数ごとの法人数)

構成弁護士数(人)	54	30	27	24	20	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
法 人 数	1	1	1	1	1	2	2	1	3	2	7	5	13	10	25	25	計100

人は二五法人であった。

3 今後の展望

調査時点ではまだ二年弱の運用期間を経過しただけであったので、法人化の利害得失は今後の調査を重ねて評価されるべきものと思う。しかし、この調査時点後も次々と法人化する事務所が続いており(二〇〇四年五月末日段階で一六法人)、法人制度は利用価値のあるものと評価されていることを推測させる。

弁護士法人は、構成弁護士に異動があっても事務所の同一性が維持されるという継続性の面、複数事務所が可能な面、法人税制・年金制度の有利な面、一人法人制度などの様々特長があるが、それぞれ相応に活用されており、今後さらに弁護士法人の利用が増えるものと考えられる。今後、ある一定の運用実績を経たうえで、例えば有限責任の法人とか、他士業との法人(MDP)、法人の出資者の制限の緩和、法人に一部の公証的業務(例えば、定期借地契約)を認めるなどの法人の機能をさらに拡大する方向での制度改正を検討し、推進することが望まれる。

二一世紀型法律事務所と弁護士法人の多様な展開

弁護士法人の多様な活用事例を通して

東京弁護士会会員

岡田康男

Ogata Yasuo

第二東京弁護士会会員

倉科直文

Kurahara Naofumi

- 一 はじめに
- 二 二一世紀社会が求める法律事務所
- 三 弁護士法人の多様な活用事例
- 四 弁護士法人の機能と多様な展開
- 五 おわりに

一 はじめに

弁護士法人制度は、弁護士に法人化した法律事務所を選択する途を開いて社会の多様な法的ニーズに 대응することを目的に司法改革の一環として創設され、二〇〇二年四月一日施行された。施行

後二年経過し、本年五月末段階で、弁護士法人登録数は一一六件になっている。弁護士法人の運用実態については、その間、アンケート調査が行われ（詳細は別稿）、さらに特色ある六カ所の弁護士法人事務所のヒアリング調査が行われた。また、名古屋弁護士会では弁護士法人のシンポジウムが開催された（詳細は別稿）。

これらのアンケート調査、ヒアリング調査等を通して、弁護士法人が共同事務所の組織化はもとより、都市公設型、法科大学院提携型、高齢者等継続支援型、一般事務所共助型などのこれまでにない新しい目的をもった法律事務所として展開されていることが明らかになった。

本稿では、これらのアンケート調査、ヒアリング調査等で明らか

かになった幾つかの弁護士法人の活用事例を示して、会員の参考に供し、さらに弁護士法人の多様な活用の可能性を模索して、法律事務所の多様な展開に、弁護士法人がどのように寄与できるかを展望する。

共同執筆者倉科直文(三担当)と岡田康男(上記以外の部分担当)は、日弁連業務改革委員会の弁護士法人利用促進プロジェクトチームに所属しており、法人制度法制化の前段階から、法人問題にかかわっている。

- (1) 日弁連業務改革委員会が二〇〇三年六月、全弁護士法人を対象に弁護士法人の運用実態についてアンケート調査を行い、二〇〇四年一月、調査報告書を作成した。同報告書は、日弁連ホームページに掲載されている。書面は、日弁連業務課に問い合わせされたい。
- (2) 都市公設型などの型名称は、理解を容易にするために、便宜上筆者岡田が命名したものであり、不適切であればお許しいただきたい。

二 二一世紀社会が求める法律事務所

二一世紀初頭の現在、社会は、規制緩和、専門化、複雑化、国際化さらに情報手段の著しい進歩等により、社会のあらゆる分野で多様化現象が急速に進行しており、社会の法的ニーズも飛躍的に多様化しつつある。

このような二一世紀において、社会が求める法律事務所とはどのようなものだろうか。概観すれば、マクロ的には、この多様

な法的ニーズに対し、遺漏なく応えてくれる多様な法律事務所の存在であり、またミクロ的には、個別案件に、リーズナブルな価格での確、スピーディーに対応し、多様な顧客の満足を各々実現してくれる多様な法律事務所の存在ということになる。

また、法律事務所の内部から見れば、弁護士とともに事務職を含めた多様なスタッフが、経済・精神両面での満足を得ることのできる多様な法律事務所の存在という視点も欠かせない。

弁護士法人は、このような社会の法律事務所に対する多様なニーズに応え、どのように寄与することができるであろうか。

- (3) ミクロ的視点による個別案件についての顧客満足は、重要なテーマであるが、その場合の本来の調査対象は顧客であり、本調査の枠外なので本稿では検討外とした。

三 弁護士法人の多様な活用事例

日弁連業務改革委員会(弁護士法人利用促進プロジェクトチーム)は二〇〇四年六月から七月にかけて、特色ある六カ所の弁護士法人事務所のヒアリング調査を行った。その内容をまずご紹介する。

1 都市公設型(弁護士法人A法律事務所)

(一) 東京弁護士会のバックアップを受けて、二〇〇二年五月に東京の池袋で新たに設立された都市型の公設事務所であるが、当初

から弁護士法人A法律事務所として発足した。事務所設立の目的は、第一に「都市市民の法的駆け込み寺」となるべく、地域に根ざし開かれた事務所として多様な事件に取り組むこと、第二に弁護士任官の推進、第三に弁護士過疎地へ赴く若い弁護士の育成で、その組織原理は、経営における弁護士全員の対等平等、職務遂行の各自の独立性、及び事務所の経済的自主独立を指標としている。この事務所が法人形態を選択した基本的理由は、事業の継続的発展を目指すところにあった。

(一) 開設資金は東京弁護士会から貸付による援助がなされたが、その後は業績の順調により黒字経営であり、弁護士会からの資金援助を受けずにきている。設立当時の所属弁護士は二〇〇期の弁護士を筆頭とする五名であったが、途中任官、過疎地公設事務所への転出、退任などがありながらも、その後の業務の拡大に伴い四〇期、五〇期台の弁護士が多数入所して、二〇〇四年六月現在では所属弁護士一四名（うち社員弁護士二名）となっている。業務の内容は、地域の市民が相談してくる一般のあらゆる事件であり、特に事件の類型や係争価格の上限等を設けていない。いわゆるクレサラ関係事件の収入に占める割合は三割程度である。同じビル内に東京弁護士会の池袋法律相談センターと、法律扶助協会の池袋援助センターが同居し、前者については当弁護士法人がその運営を受託している。自治体・地域や他士業、地元弁護士とのネットワークを重視しており、最近では地域の沿線の自治体や社会福祉

事務所からの紹介もよくある。

法人登記上の社員弁護士は二名であるが、これは登記簿に自宅住所が出ることによる業務への差し障りも考えてのことであり、実際は所属弁護士全員が対等のパートナーとして、定期的な会議により運営を決めている。弁護士の給与は、多数を占める修習後一〇年未満の弁護士については同期の判事補の給与に合わせてスライドで漸増する金額を支給し、その余の弁護士は原則として平等である。弁護士が法人事件と個人事件を競業することは原則として禁止するルールであり、事件も報酬も法人に帰属する。ただし、裁判所からの委嘱事件である国選事件報酬と管財事件報酬（二部）は個人収入としており、また入所前から持込みの個人受任事件の報酬についてはルールに従い個人帰属部分と法人帰属部分とに分配している。事務所を退任する弁護士は事件と依頼者を事務所においていく。このような体制のもとで、弁護士は社員弁護士、勤務弁護士ともに二年ないし四年で交替する任期制で運営している。

(三) 法人事務所としたことのメリットとしてあげられるのは、第一に事務所の継続性が確保されたことである。構成弁護士の数年のサイクルによる交替を前提として、業務の継続を保ち、所属する弁護士が任官したり、二〜三年程度の期間過疎地の公設事務所へ派遣されたり、その後復帰し、さらにその後任官へ歩を進めたりすることができる体制が整備された。また、事務所の賃貸借契

約などの法律関係の簡明化という点はメリットであるし、公的機関からの信頼を得るうえでもプラスである。なお従たる事務所については、任官までの準備期間として法人に参加した弁護士の事務所の維持の方法としてこれを設けたことはあるが、今のところ例えば他県の過疎地に「従たる事務所」を設置する具体的予定はない。

(四) 他方、法人化に伴い発生する問題点としては、税務上の煩雑さなしいし不利益の発生、厚生年金への強制加入に伴うコスト増(特に弁護士にはメリットが薄い)などの問題点が指摘された。

依頼者と事件の多様さからして、受任事件同士、依頼者同士の利益相反問題が知らないうちに起きてしまった経験がある。以後、各弁護士が受任した事件の依頼者の氏名を事務局に報告し、これをコンピュータに入力して管理している。

(五) 弁護士が数年で入れ替わる体制のもとで、事務所としてのノウハウ、業務上の情報等の蓄積、継承を有効に行う体制をいかにして作るか、事務局に対する弁護士の責任ある管理体制をいかにして保持するか、また使命感と事務所経営を支える能力とを併せ持つ人材(特に中堅層)をいかにして補充し続けるか、という点が今後の事務所の成否を左右する課題でもあるといえよう。

(六) 東京弁護士会は、弁護士法人A法律事務所設置の後も、北千住と渋谷の二ヶ所に都市公設型事務所をいづれも弁護士法人として設置している。第二東京弁護士会が支援する都市公設型事務所

も弁護士法人であり、今後設置される公設型事務所は継続性の点から、おおむね弁護士法人という形態をとることが予想される。

2 法科大学院提携型(弁護士法人B法律事務所)

ある法科大学院の学生の実務研修(クリニック)の受け皿になるとともに、同大学出身者のOBを主体にして、中小企業、市民を含めた多様な層に対して法的支援を行うことを目的として、同大学の出身弁護士により二〇〇四年四月に弁護士法人B法律事務所として設立された。同大学のキャンパス内に事務所を賃借し、教授で弁護士資格のある者が責任者となり、他の弁護士とともに社員となって、補助弁護士及び提携弁護士と協力して、法律相談、鑑定、訴訟事件などを担当し、それをもって学生に対する実務指導をすることを予定している。東京弁護士会も、二〇〇四年六月、法科大学院四校との提携・支援関係に基づき、多方面の市民の要請に応え、弁護士任官等の公益活動をも目的とする弁護士法人を渋谷の法科大学院内に設立した(前記1(六)の都市公設型と同一)。いづれも、興味ある実践例であり、法科大学院提携型の先例となる可能性がある。今後の実績が注目される。

3 高齢者等継続支援型(弁護士法人C法律事務所)

(一) 名古屋で経費共同法律事務所を構成していたパートナー弁護士が、高齢者支援に関する法律業務という特定の法律業務を担当

するために二〇〇三年四月に設立した法人である。社員四名、勤務弁護士三名である。従前からの経費共同法律事務所である「C法律事務所」で多様な事件を扱ってきたが、その中で、高齢者、障害者の生活支援（身寄りのない人が施設に入る際の身元保証、生前の生活支援、死亡時の遺体引き取り、葬儀等の支援を、良質かつ廉価で行う）業務に取り組むNPO法人（事務所の一部に同居）と提携して、NPO法人と高齢者等の生活支援契約の立ち会い、契約者のNPOに対する預託金や契約者のその他の財産の受託管理、法律相談、付随して発生する事件処理などがあった。この部分を従来の法律事務所の業務から切り離して、継続性ある法人が主体となつて取り扱うために、弁護士法人を設立した。従来の共同事務所のパートナーは全員弁護士法人の社員となり、定期的な当番による法律相談や契約立ち会いを含めて、その法人の業務を担当しているが、全員競業禁止を解除されて、従来同様に通常事件を引き続き処理し、各自そこから収入を得、事務所経費を分担している（現在はNPO法人は別フロアーに移転している）。今のところ、この弁護士法人の収益では同法人部分の経費負担が賄えているにとどまっておろ、各弁護士の個人受任事件での業務により経営が成り立っている。

(二) このNPO法人関係の業務部分を法人化した大きな動機は、高齢者や障害者の任意後見の職務を引き受けたり、預託金管理を引き受ける業務を、個人の弁護士に託すことについての依頼者の

不安を解消するところにあった。法人化してその業務の継続性を保障する体制を築くことができ、このNPO法人の業務に対する公的機関を含めた地域での社会的信用も高まり、順調に業績を拡大している状況にある。

(三) 特に公益的要素の強い業務の処理に特化しつつ、業務の継続性の保障が必要な部分を担当するために法人を用い、個々の社員弁護士は競業禁止解除部分で従来の事件と依頼者の業務を継続するという、ユニークな法人活用例として注目される。

4 公益指向総合型（弁護士法人D法律事務所）

(一) 個人事務所Dとして名古屋で設立されて二五年を経過し、勤務弁護士を含めて七名を擁した市民向けの事務所が、主として継続性の確保、組織力の確保、公益活動への積極参加等を目的として二〇〇二年四月に法人化した。当初は事務所親弁が一人法人を設立する方針で準備を始めていたが、他の弁護士からの意見を入れて、従前からの事務所弁護士を加えて複数社員の法人にした経緯がある。

(二) 業務は交通事故事件、破産事件を基幹とし、その他幅広く多様な事件を受任しているが、幅広い需要に応えるワン・ストップ事務所を指向している。弁護士任官や会務にも積極的に取り組むことを奨励し、ロースクール教員やNPO業務にも取り組んでいる。二〇〇四年六月現在、社員弁護士五名、勤務弁護士二名、そ

の他外国法事務弁護士一名である。その他、社会保険労務士、税理士の有資格者が同所で開業しつつ、法人の事務局で勤務している。

(三) 従来の親弁に帰属していた事務所と事件・顧問契約を法人に移転したものであり、事務所収入から人件費を含めた事務所経費を賄う。従来の親弁及び長老格の弁護士に対して定額の給与が支払われ、他の社員弁護士は法人の収益から、担当事件の種類ごとにあらかじめ定めた配分率に従って計算される給与を得ている。

しかし法人化前はイソ弁の個人事件受任は奨励されており、法人化後も各弁護士は個人事件について競業を認められており、法人からの給与のほかに、個人受任事件の報酬も収入となる。この場合は事件の種類に応じて報酬から一定の割合を法人に入れるルールとなっている。ただし、顧問契約は従前のイソ弁の個人契約も事務所の契約に移した。将来的には、個人事件をなくして、全事件を事務所に帰属させることも検討する予定である。

(四) 事務所の法人化により、事業の継続性、専門化と他士業を含めた総合化、公益事業への積極的取組、そのための大型化を可能にする基礎的条件が整えられたと評価している。他方、余剰益処理の窮屈さ、税金や社会保険料負担の増加など、不利な問題も発生している。従たる事務所の展開は、名古屋の場合は県内での展開となると予想されるが、当面の目標とはなっていない。

また、例えば個人事件の事件収入の面での競争意識が原因とな

るひずみ、事務所事件の担当が多い弁護士と、個人事件が多い弁護士との間の調整、従来の蓄積を一方的に解放する形となる親弁サイドからの不満などの問題が潜在的にあるという問題点もあるが、一人法人とするのではなく従来のイソ弁を社員に加えた法人としたことにより、全員が「自分の事務所」という意識を持つようになり、弁護士間の風通しのよいコミュニケーションを維持する努力の効果もあって、士気が高く維持されており、事務所的好調を支えているとのことである。

5 大型完全収支共同型（弁護士法人E法律事務所）

(一) もともと各弁護士と特定の顧客との特別のつながりを作らず、収支共同型のパートナーシップ（組合）を組織原理として大阪で設立されて四〇年近い伝統を持つE法律事務所が、二〇〇二年一月に設立した弁護士法人。法人化の目的は、法律事務所としての継続性、組織力を強化する、業務の専門化と大型化に備える、事務所の法律関係を簡明化する、及び従たる事務所を設置することが目的であった。

業務は企業法務が中心であり、二〇〇四年六月時点で社員弁護士一四名、勤務弁護士一七名、事務局員二二名の構成であるが、法人化と同時に東京に従たる事務所を設置し、社員弁護士一名、勤務弁護士が二名常駐している。

(二) もともと構成員弁護士の競業は認めず、国選事件や調停委員

の収入、講演や執筆によるものも含め、収入はすべて事務所に入るルールで、毎年の決算で平等分配原則のもとでパートナー配分していた（ただし、最近では年功的な要素や貢献度なども考慮する）。このような体制のもとで永続的に定着する構成弁護士間の、強い信頼関係と相互の自制をベースとした結びつきで成り立っている事務所である。法人化により什器備品や事件、顧問契約はパートナーシップから法人に承継したが、基本構造は法人化後も変化がない。

事務所の賃貸借契約は、従前事務局法人を設立してこれが賃借人となる方法をとっていたが、弁護士法人化後は従来の事務局法人が担っていた機能は、資産の保有を含め、弁護士法人に移していく方向で、東京事務所の賃貸借契約は当初から弁護士法人が当事者である。

(三) 法人化した目的のうち、事務所の継続性、専門化への対応等は法人化前の事務所でも達成されていた面が相当あるので、当面は、従たる事務所を東京に設置できて、これにより顧客の需要に応え、東京の情報を事務所全体で共有できるという点が、もっとも大きなメリットといえる。また、法人化したことにより、今後必然となる事務所の大型化に適切に対処するための法律関係が整備され、取引関係や保有財産の帰属・配分などについて簡明な法律関係ができたし、事務所の私的年金制度のための資産形成を法人で行う可能性ができた点もメリットであった。

他方、特に弁護士については、メリットが乏しくなってきた厚生年金など、社会保険制度の強制適用が問題点としてあげられている。税務的には例えば社員給与に給与所得控除が適用される点はメリットだが、交際費の範囲が狭くなり、法人に利益が残ったときは法人税が、社員への配当に対してはさらに所得税が課税される等の問題点もあり、結局法人化前よりメリットがあるとはいえない。

(四) 利益相反問題は、法人化前からコンピューターで事件管理しており、新件の受任時にチェックしているし、定期の会議での新件報告の際にもチェックされている。今後の制度的要望としては、法人による受任、事件処理のルールをより簡明なものにしてほしいこと、指定社員が個人無限責任を負う制度に対応して、弁護士賠償責任保険の一人あたり保険金額を増加してほしいなどの問題が指摘されている。

6 大型総合指向型（弁護士法人F法律事務所）

(一) 大阪で設立されて二十数年を経過した収支共同事務所が二〇〇二年八月に法人化した。法人化した目的は、従たる事務所として東京事務所を作ることがほとんど唯一の目的であった。顧客は企業が多く、企業関係の業務が中心であるが、個人事件の依頼も受けている。二〇〇四年六月時点で社員弁護士一七名、勤務弁護士四一名、外国法事務弁護士二名である。

(二) 法人への移行に際して、従来同様に社員弁護士の競業を認められた。個人受任の場合は弁護士個人で受任契約し、報酬も個人請求であるが、あらかじめ取り決められた一定の割合を法人に入れる。従来からの顧問関係もそのまま個人の事件として継続することを認める。ただし、新しい案件はできるだけ法人受任とするように務めている。事務所の賃貸借契約、経費支出、勤務弁護士の給与支払いは法人が行うが、法人として資産を蓄積することは考えず、法人化前同様に利益は社員に配分して剰余が出ないようにしているが、法人の場合このような毎年の変動する分配に対する税務実務上の扱いが今のところ不確定という問題がある。

(三) 法人化のメリットは、何よりも東京事務所を設立できたことであり、これにより依頼者の「東京で相談に乗ってほしい」という需要に応えることができ、新たな顧客誘因効果もあり、成功であったと評価している。他方、事務所の組織力強化等は、法人化特有の効果ではなく、法律関係が簡明化されるというメリットも特に内部関係においては、今のところ実感されていない。税務的には消費税の二年間免除を含め、若干のメリットの面もあるが、他方不利な部分もあるし、税務実務がどうなるか結論が不確定な部分もあり、全体としての評価は困難である。

(四) 利益相反問題の防止のためには、顧客管理のデータベースを使って依頼者、相手方の名称などでチェックしているほか、問題が生じるおそれがあると判断した場合は各弁護士が全員にメール

を入れてチェックしているが、一人でもそのような利害相反の問題があればその事件は受けないという感覚が事務所内の大勢の考え方である。

四 弁護士法人の機能と多様な展開

これらの法律事務所の多様な展開は、弁護士法人の持つ幾つかの機能に依拠していると考えられる。その弁護士法人の機能的特点としては、①法主体性・継続性を備え、②複数事務所の設置が可能である点に加え、③有限責任（指定社員以外の場合）、④一人法人、⑤個人事件についての競業禁止解除という独自の制度が挙げられる。以下各機能ごとに、弁護士法人の多様な展開例を分析・展望する。

1 法主体性・継続性

(一) 法人制度の最大の特質は、法律事務所が法人格を持ち、法主体性・継続性を持つ点にある。法主体性を持つことにより、法律事務所をめぐる法律関係が簡明になり、また、構成弁護士の変動（退社・引退・死亡など）によって組織の法的一体性は失わず、半永久的に事務所と業務の継続が可能になり、組織化、総合化、専門化を図ることが容易になる。そして、そのスケールメリットにより、資産、ノウハウの有効な蓄積と安定した依頼者の確保も可

能となり、業務基盤の強化が可能になるから、弁護士任官をはじめ、様々な公益活動への人材の派遣も容易になる。

(二) 前記活用事例によれば、都市公設型（弁護士法人A）や法科大学院提携型（弁護士法人B）のように、永続的大目的を持つ事務所とか、高齢者等継続支援型（弁護士法人C）のように信託的要素の強いある程度長期継続することが予想される事件を大量に扱う事務所は、一般の共同事務所にはない法的継続性を持つことが必要であり、弁護士法人が特に有用といえる。

都市公設型、法科大学院提携型は今後も多数開設が予想され、今後、これらの形態の法律事務所は、その多くが弁護士法人として開設する可能性が高い。

(三) 大型法人事務所化によるスケールメリットや組織力強化については、弁護士法人E、Fとも直接的な効果は現在のところ感じられないとしているが、いずれも複数事務所の設置はメリットが大きいとしており、大型の法人事務所は、従事務所を効果的に設置することが運用上要点になるのかもしれない。

一〇〇人を超える超大型の法人事務所はまだ登場していない点は、気になるところであるが、大型事務所の弁護士法人活用は、今後の様々な実績の積み重ねにより、一定の評価が生じるようになるのであろう。

社会の多様なニーズに応えるため、大型事務所の需要は増加することは予測されるので、一般大型共同事務所の増加に比例して

法人型大型事務所も増加することが予測される。

(四) さらに、社会の多様化に伴い、少額・多額を問わず、消費者被害事件は増加することが予想される。これらの事件の大量定型処理に特化した集合事務所は、多数の事務局員を必要とするが、彼らの処遇を安定したものにするためには永続性があり、従業員保護に厚い法人型が適している。そこで、弁護士法人による定型処理型の事務所が発生することもあり得よう。

2 複数事務所

(一) 一般の法律事務所は、複数事務所の設置が禁止されているが（弁護士法第二〇条第三項）、弁護士法人は、複数事務所の設置が可能である（同第三〇条の一六）。複数事務所の設置は、事業体の活動の場所的範囲を拡大することを可能にし、組織体としては、主事務所の財政面と業務能力の質の高さを維持しながら組織体を拡大することを可能にする。弁護士法人E、Fは、いずれも大阪から東京へ従事務所を設置したが、これを主要な法人選択の目的として挙げている。首都圏に活動拠点を持つことが顧客への直接的サービスにつながり大きな意味を持つと指摘している。アンケート調査によれば、東京から大阪へ従事務所を設置したケースは二件であるが、大阪から東京へのケースは右二件を含め計七件にのぼる。

(二) 従事務所を開設する手法には、主事務所が開設した従事務所

に人材を派遣する方式と、既存の法律事務所同士が実質的に併合する方式が考えられる。後者の場合、手続的には、設立または従事務所の社員の加入手続を行い（従事務所の登記、弁護士登録事項変更手続等所定の方式を経なければならない）、従事務所の従来の資産、顧客関係の承継を出資しないしは賃借等の方法で行うことにより簡便に事業体の併合を可能にする。そして、この方式は、従来の従事務所の場合、スタッフ、顧客等を全く変更することなく（事務所名称は変更が必要）、従来と同様の業務を維持しながら、併合した法人のスケールメリットを財務面、法律情報面で享受できる。展開事例で示された複数事務所は、業務領域拡大型の複数事務所であるが、複数事務所の前記機能を活用するならば、そのほかの様々な目的に活用することが期待できる。次にその考えられる例を挙げてみる。aは実際の活用例であり、b以下は筆者がaをモデルに応用想定したものである。

(三) 活用例

a 一般事務所共助型

複数の一般事務所の経営弁護士が事務所を移転せず、共同で弁護士法人を設立し、一事務所を主事務所とし、他を従事務所とする。業務は、従来どおりの事務所、スタッフで行うことができるから、各事務所の自主性尊重の利点は維持しながら実質的収支共同型事務所として、財務、法律情報面で共助が可能になる。名古屋でのシンポジウムで、この事例が報

告されている。同一弁護士会内はもちろん全国規模で可能であり、従事務所の数に制限がないから、マネージメントが可能であれば、相当数の一般事務所が集合することも可能である。パソコン、インターネット、テレビ電話をフルに活用することにより、事件情報、財務情報をリアルタイムで交換することが可能なことが、この形態を実効あるものにする。同期の仲間での集合、異なる年代別の集合、地域別の集合など様々なバリエーションが考えられ、相互に各事務所の特色を補完しあうことが容易になり、個人型の一般事務所のネットワーク的共助では得られない集合型のスケールメリットを得ることが出来る。場所的一体型の法人事務所になる前段階としての集合としても機能しそうである。さらに、この一般事務所の集合形態の変型として、b以下の様々な集合形態が考えられる。

b 他の多様な例

専門集合型（複数の各分野に特化した知財専門の事務所〈商標、特許での電機、機械、バイオの各分野等〉が集合して、知財関係の総合事務所化する。また、倒産、知財、税務、企業、独禁、家事、不動産等の各専門事務所が集合して、総合的専門事務所を指向することも可能である。）、公益集合型（大都市の事務所と小都市の事務所が集合して、大都市事務所の収益を原資として小都市事務所を基地に過疎地事件を取り扱うことを可能にする。あるいは所属弁護

士の転勤のルートを作ることにより、弁護士の過疎地派遣を行いやすくしたり、弁護士任官の準備期間とする。)、消費者事件等処理集合型(多重債務、詐欺的商法事件などの定型処理あるいは共通したノウハウを活用することによって採算の取れる消費者事件等を専門に処理する事務所が集合して、ノウハウ、担当事件情報の共有化をしつつ、より機動的・合理的な事務処理を図る。)、全国展開集合型(全国に支店を有する大規模企業の案件について、統一的・機動的な事件処理を可能にするため各支店所在地の事務所が集合する。各県所在の法人事務所が依頼者の要望に応じて他県や東京に徙たる事務所を設置する場合にも、このような集合型による展開があり得る。)、涉外集合型(中国、ヨーロッパ、北米、南半球等地域ごとに特化している涉外事務所が集合して、グローバル型の涉外事務所を目指す。)などがある。

(四) 複数事務所の多様な活用例は前述のとおりであるが、現状の執務態勢を変えず、一般事務所の経済的境界、業務遂行の質的・量的限界を超える組織一体型の共助態勢を作れることは、ある意味で画期的である。複数事務所は、その他にも多様な活用例が予想され、大きな注目に値する。

3 有限責任

大規模な集合事務所では、弁護士間の相互の業務監視が徹底できなくなること予想され、他の弁護士の過誤責任に無関与の弁

護士は、民事責任を回避したいと考えるのは自然であり、その一方法として、法人制度を選択することが考えられる。名声の確立した伝統的事務所などの場合は、過誤事件に対して、事務所が全力で過誤の予防、回復を図ることが事務所の信用を維持する生命線ととらえているであろうから、そもそも弁護士の民事責任を考慮することは不要であると考えられるかもしれない。しかし、事務所自体が発展途上にあり、先例のないリスク判断の多い先端的案件をスピーディーに扱う事務所の場合などは、指定社員制度を利用して、有限責任制を選択することを目的に法人制を選択するケースが出てこよう。依頼者の視点に立っても当初からこの有限責任制度の枠組みで受任契約をしていることになるから、余り抵抗なく受け入れられるものと考えられる。

4 一人法人

一人法人制度は、全体の半数を占める単独事務所の業務体制を公私を峻別して個人体質から企業体質に脱皮させること、単独弁護士死亡後の事務所の承継を可能にして(弁護士法第三〇条の二三)、顧客、従業員、遺族等の利益を図ることを目的として制度化された。そして、一人法人は、税務上幾つかの恩恵を受けることができる。今回のアンケート調査によれば、社員が一人の法人は一〇〇法人のうち、五〇法人(五〇パーセント)であり、そのうち、弁護士が一人のみの単独事務所は、二五法人(五〇パーセント)であった。

同調査で、自己所有事務所を利用してある会員のコメントとして、税制も含め、「一人法人制は自分のために設けられたと思うほど効果がある」とその有用性についての報告をされていた。業務体制の近代化、経営基盤の強化、従業員の福利厚生等を図る面から、今後、一人法人は単独の経営弁護士が事務所の業務改革を實行する効果的ツールとして着目される可能性を秘めている。

5 競業禁止解除

弁護士法人の社員は、原則として他の社員の承諾がなければ特定の官公署の委嘱事件を除き、自己または第三者のために弁護士業務を行うことができないとされており（弁護士法第三〇条の一八、第二項）、他の社員の同意により競業禁止が解除されれば、個人事件を受任することが可能になる。

この制度は、社員弁護士に弁護士法人の組織としての共同一体性による団体的拘束の強弱をある程度任意に選択させる機能を与えてくれる。

前記活用事例で、弁護士法人E（完全収支共同型）は、競業を全面的に禁止しており、例外的に個人事件が認められる国選事件や調停委員の収入、講演や執筆によるものも含め、収入はすべて事務所収入とする徹底した共同一体型の形態である。一方、弁護士法人F（大型総合指向型）は、社員弁護士の競業は原則として認め、個人弁護士の受任事件は個人の収入となるが、一定割合を

法人に納付させる方式である。しかし、新しい案件は、できるだけ法人受任にするよう努めており、緩やかな共同一体型である。これらと異なり、弁護士法人C（高齢者等継続支援型）は、法人の業務範囲をNPO法人と提携して行う高齢者、障害者の生活支援業務等に限定しており、社員の競業禁止は全面的に解除し、通常事件は社員の個人事件として扱い、従前の経費共同型事務所の方式に従い、法人で賄いきれない必要経費は、各社員が分担して負担するという実質的には経費共同型に近い形態である。

法人制度の本来の法主体性、一体性という趣旨からすれば、原則としては、弁護士法人Eのような、完全一体型がイメージされていたと考えられるが、競業禁止解除を社員の自治的判断に委ねる制度である以上、このようなバリエーションの出ることは予想されていたと考えるべきであろうか。

弁護士法人に参画することによって生じる団体的拘束をどの程度まで甘受するかは選択は弁護士各個人によって異なるから、この競業禁止解除制度の運用によって、拘束をある程度コントロールできることは、法人選択の大きなインセンティブになると考えられる。今後の運用実績に期待したい。

(4) 一般の収支共同型の法律事務所において、一人の構成弁護士に過誤が生じたとき、他の弁護士がどのような責任を負うかについてヒヤリングをしてみると、弁護士の認識は様々である。従来、この問題が顕在化したことが少なく、意識されていないためと思われる。弁護士法人の場合は、合名会社的人的法人ととらえられているため、社員の無限連帯責任が原則であ

るが(第三〇条の一五、第一項)、弁護士法人が特定の事件に、業務を担当する社員を所定の方式により指定したときは、その指定社員のみがその特定事件について業務執行の権利を有し、義務を負うことになるため(第三〇条の一四、第二項)、その指定事件に関する民事責任は、指定社員に限って負担することになる(第三〇条の一五、第四項)。

(5) ①給与所得控除があるため実質課税が低額になる、②出張の際の日当、弁護士に対する生命保険金の保険料の全額、弁護士が受ける報酬、退職金が各々損金勘定になる、③弁護士所有事務所の使用料を徴収できる、④消費税は出資金が一〇〇〇円未満の法人は、設立後二期は基準期間がないことなるので課税されない、⑤顧客から弁護士法人に対して支払報酬は源泉徴収税が課税されない。

五 おわりに

以上、限られた紙面で概観してきたが、まず、弁護士法人は、マクロ的観点から、社会の多様な法的ニーズに応え得る多様な法律事務所の展開に寄与しているかという問いに対しては、肯定的に評価してよさそうである。

アンケート調査によれば、弁護士法人の規模面(弁護士数)では、弁護士数一人から八人が弁護士法人全体の九〇パーセントで、九人から五四人が全体の一〇パーセントである。一〇〇人を超える超大型事務所の例はないが、一人事務所から小・中・大の集合事務所まで万遍なく法人化を活用しており、法人が目指す方向も公益指向型、総合指向型、大型志向型、都市公設型、法科大学院提携型等、きわめて多様である。高齢者等継続支援型等は、全く

予想しなかった活用例であるが、NPOと協同関係を保ちながら一定の評価を得て、高齢者の支援を行っている。また、複数事務所活用は、一般事務所共助型をはじめ、様々な工夫を凝らすことによって、様々な魅力ある法律事務所を創造することができそうである。

さらに、事務所内ニーズに関しては、法人は個人事務所に比較して、税制面で一部不利益があり、年金面で負担増があるものの従業員の利益に厚いため、少なくともその点では一般企業並みにスタッフの経済的満足に寄与しているといえそうである。

以上、通観して、弁護士法人の将来を展望すると、弁護士法人は、現在、施行後二年経過の初期的段階であるにもかかわらず、予想以上に多様な法律事務所の展開に寄与していると評価することができ、さらに今後の会員の運用上の創意工夫により、高齢者等継続支援型や複数事務所の創造的活用の例に見られるように、より一層多様な法律事務所の展開に大きく寄与する潜在力を持つと言えそうである。

弁護士法人シンポジウム（愛知発）

どうなった？ どうする？ 弁護士法人

名古屋弁護士会会員

村上 文男

Murakami, Fumio

名古屋弁護士会会員

大塚 英男

Otsuka, Hideo

名古屋弁護士会会員

園田 理

Sonoda, Masashi

- 一 はじめに
- 二 パネリスト（弁護士法人）紹介
- 三 パネルディスカッション
- 四 その他の愛知での動き
- 五 元気が出たか

一 はじめに

1 弁護士法人設立一周年

弁護士を社員とする弁護士法人が設立できるようになったのは、二〇〇三年四月一日です。名古屋弁護士会の業務対策委員会と司

法改革運動実行特別委員会の合同で弁護士法人設立一周年の経過により、「どうなった？ どうする？ 弁護士法人」と銘打って現状と展望についてシンポジウムを開催しようということになりました。法律施行から一年後の弁護士法人を検証し、「元気の出る講演会」第五弾にしようとのもくろみでした。

2 「元気の出る講演会」第五弾

名古屋弁護士会では、司法改革が急ピッチで推し進められ、弁護士大量増員時代を迎える中、各会員が抱いているであろう不安感を払拭し、弁護士の新たな可能性・活動領域などを紹介しようとして、司法改革運動実行特別委員会を中心に、愛知県の弁護士、弁

護士会も「元氣を出そう」という「元氣の出る講演会」を開催してきました。

第一回は第二東京弁護士会会長（当時）の久保利英明弁護士を招いて、同弁護士の元氣の源は何かをお聞きし、元氣をもらいたいの趣旨の下に講演会を開催しました。今回は弁護士法人を設立した弁護士の話を伺うことによって「元氣を出そう」ということで、果たして元氣が出るかどうか楽しみでした。

業務対策委員会の弁護士法人のワンストップサービスチームが中心となって企画し、大塚英男チーム長を中心として委員会全体が一丸となって二〇〇四年一月三〇日に開催しました。

3 元氣の出る業務対策委員会に

私（村上文男）は業対委員会はタッチしたことがなく、今回弁護士法人を設立したことでパネリストになったのですが、偶然に二〇〇四年四月から業務対策委員会の委員長になったため、日弁連の業革委員会の委員となり、本稿を書くことになったのです。「元氣の出る」業務対策委員会を目指すことになりました。

4 盛会

当日の参加者は六一名で弁護士法人という地味なシンポジウムにしては盛会でした。

シンポジウム実行委員の皆さんの用意周到な準備のおかげであ

ると同時に、弁護士大量増員により会員が新しい弁護士のあり方を模索しようとしているからでしょうか。弁護士業務に危機感を抱いているのでしょうか。

二 パネリスト（弁護士法人）紹介

1 大沢一實弁護士（弁護士法人たいよう総合法律経済事務所）

大沢弁護士は「青森県の八戸（ヤットではなくハチノへと読む）市で、もとは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、行政書士の総合事務所で資格者一四名、職員一六名構成の総合事務所でした。弁護士法人は弁理士、弁理士、社会保険労務士の部門を担当しています。」「法人設立のねらいは、長期的には総合事務所（ワンストップサービス型）法人化への足がかりにしたいことと、弁護士過疎地に従たる事務所を展開すること」だと語る。

2 米田秀実弁護士（弁護士法人淀屋橋・山上合同）

「大阪に主たる事務所があり、東京に従たる事務所があります。所属弁理士は二七名で事務職員は約五〇名、（司法書士一名、行政書士一名もいます）の事務所です。」

「法人化の目的は、①事務所の共同化の拡大と②東京において、クライアントのニーズに対応する必要性があったこと、③渉外案

件に対応するための海外事務所との提携をするためです。」

3 村上文明弁護士（弁護士法人愛知総合法律事務所）

「名古屋に主たる事務所があり、弁護士七名、司法書士一名、社会保険労務士二名、職員一二名の構成で、従たる事務所はありません。」

「法人設立の目的は法人の永続性による依頼者のサービス、専門化、大型事件、困難事件（刑事否認事件）等への対応、弁護士会活動への積極的参加です。」

4 榎本修弁護士（ひかり弁護士法人えのもと法律事務所）

「名古屋で弁護士三名、事務職員三名構成の事務所です。」「法人設立の目的は榎本弁護士がロースクールに赴任予定なので、個人事務所としての色彩を徐々に払拭する必要があることと、法人化は将来的には専門化や継続性に有利と判断したからです。」

三 パネルディスカッション

1 法人化のメリット

(一) 米田さんは、①東京事務所の開設ができたこと、②事件の受任・雇用（アソシエイトや事務局）、賃貸借契約などの対外的法律関係がクリアになったこと、③経理・総務・事件のラインなど事

務所運営体制が確立されたこと、④事務所内での業務態勢につき、五部制を採用し、専門性を高める契機になったことをあげる。

(二) 大沢さんは、事務所の会計処理の合理化が図られると同時に法律関係が明確になったという。

(三) 村上さんは、①社員による役割分担が可能となり、②事務所の一体感が高まったこと、③個人経理と峻別でき、明瞭化されたことをあげる。

(四) 榎本さんは、①本業とプライベートの区別が明確になった部分が多いこと、②法人受取の生命保険に加入できたことをあげる。

2 法人化のデメリット

(一) 米田さんは、①その年の売上が当該年度の社員報酬に直接反映しないため、繁忙感と収入がマッチしないこと、②業務関連の個人経費が使えないこと、③監査役・更生管財人の報酬は法人としての収入計上が困難なため、報酬配分や事務処理において煩雑な処理が必要なことをあげる。

(二) 村上さんも個人経費が使えないことはデメリットだと強調する。また、社員弁護士は経営参加することになり、今まで以上に負担感はあるのではないかとという。

(三) 榎本さんは、①印紙税の負担、②弁護士会の法人会費の負担、③社員弁護士の厚生年金の負担が大きいこと、④契約書の切り替え等法人設立の煩雑さを指摘された。

3 従たる法律事務所設立の目的と形態

(一) 東京進出

弁護士法人淀屋橋・山上合同は、弁護士法人設立の目的に東京におけるクライアントのニーズに対応することをあげていることからすれば、東京事務所の設立は当然のことでしょう。大事務所の法人化の目的の一つに東京から地方へ、地方から東京へは十分考えられることであり、法人設立の大きなメリットの一つです。

(二) 弁護士過疎地対策

大沢さんは十和田市へ従たる事務所を設置し、パートナー弁護士が週二日出勤しているという。職員は置かず、事務処理は主たる事務所で行い、留守時の電話転送で運営している。「十和田市の市民の法廷ニーズに多少なりとも応えているのでは」という。将来的に弁護士を常駐させたいとのことでした。

(三) 会場発言

愛知県内の弁護士の地域的偏在をなくし、同じ事務所の均質な法的サービスをという視点から、名古屋市・岡崎市にそれぞれ事務所を展開していくために法人化をしたところとの発言もあった。

4 ワンストップサービス

(一) パネリストの四名ともにワンストップサービスを目指しているとのことでした。ただ、その強弱、進行状況、方法論はそれぞれでした。たいよう総合法律経済事務所は元々、法人化による総

合事務所を目指しているし、事務所も、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、不動産鑑定士、弁理士、行政書士の集合体ですから、ワンストップサービスの一番進んだ形態でしょう。愛知総合法律事務所は、中国の弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士とおり、ワンストップサービス化に進化中でしょうか。淀屋橋・山上合同は、公認会計士、弁理士との提携を目指しています。事務所の性格から企業へのワンストップサービス化を中心に行っているでしょう。えのもと法律事務所も公認会計士との提携を進めています。

(二) ワンストップのサービスが利用者の視点にたったサービスであり、法律事務所の法人化により、より実現可能になることは間違いないが、その方法も他土業と法人との一体化路線と、外部の他土業との提携によるワンストップサービス化型とがあります。他の土業を雇用できても、共同化（経営の二体化）をできないことがワンストップサービス化の大きな障害になっております。ワンストップ型の共同事務所は、各専門土業の倫理基準、自治性が異なることから、日弁連では消極的姿勢ですが、大きな課題の一つと思われれます。

5 企業法務への対応強化

(一) 四名ともに事務所の法人化は企業法務への対応力強化を目指しているとしています。弁護士法人のもつ永続性は企業としても

望むところでしよう。法人化による大型化は専門性を強化することと大いに貢献することになるし、企業別の担当弁護士制も可能となり、それは企業へのより適切なアドバイスを可能にします。弁護士法人の海外事務所との提携も企業にとっては大きな魅力となります。

(二) 弁護士法人の持つ継続性・集団性・専門性・大型化への可能性は企業法務への対応力強化に資することは共通の認識でした。それをどう実践化していくかが今後の課題です。

6 弁護士任官、過疎地公設事務所への派遣弁護士養成、ロースクールへの教員派遣

(一) 四者とも弁護士任官等いわゆる弁護士会の会務活動には、積極的に法人化はそのことにプラスになるといえる。

(二) えのもと法律事務所は榎本弁護士がロースクールへの教員赴任予定で他の所属弁護士も関係することになりそうです。法人設立もロースクール問題が動機だという。弁護士の過疎地対策にも積極的です。愛知総合法律事務所は、法科大学院からのエクスターニップを受け入れるし、所属弁護士が、チューターとして、法科大学院に参加しており、他の社員弁護士も法科大学院ではないが大学の講師をしていることから、今後は何らかの形でロースクールにかかわっていくことはありそうです。弁護士任官支援事務所、過疎対策供給型協力事務所に各登録しているという。淀屋橋・山

上合同は、既に弁護士任官者を輩出しているし、過疎対策供給協力事務所にも登録しており、弁護士会会務活動にも積極的です。たいよう総合法律経済事務所は、弁護士過疎地の十和田市へ従たる事務所を設置しており、さらに充実、拡大したいとしている。

7 将来構想

(一) たいよう総合法律経済事務所

(ア) 青森県の八戸市（人口二四万人）という地方都市で、土業の枠を超えた総合事務所が是非必要かつ有用であり、そのための弁護士法人化で、総合事務所への道筋をつけること。弁護士過疎地の十和田市（人口六万五〇〇〇人）の従たる事務所を弁護士常駐化し、「市民の法的ニーズに応え」たい。

(イ) 既に事務所は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、行政書士の資格者一四人、職員一六人の体制であり、大沢構想は市民の視点を意識した「市民の法的ニーズに応える」ための弁護士法人の利用形態を示したものであり、地方での弁護士法人のあり方のモデルケースの一つであろう。

(二) 淀屋橋・山上合同

「現時点では、法人化による経済的メリットはありません。」という。それでも、法人化を選択したのは「事務所の永続性を確保し、共同化をさらに拡大して国民各界各層の法的ニーズに応え

ようという理想をかかげているから」だという。

東京事務所を開設し、弁護士任官者を輩出し、過疎地公設事務所への派遣事務所の支援体制として、弁護士過疎地対策供給型A協力事務所の登録もしており、企業法務、渉外事務所を持ちながら、弁護士会の公的活動にも積極的に取り組みそのための共同化の拡大を目指す淀屋橋・山上合同は、明確な目的をもって弁護士法人を選択し、国内外の多様な法的ニーズに応える大型総合法律事務所を目指すものであり、大都市での弁護士法人活用のモデルケースの一つでしょう。今後の展開が楽しみです。

（三）愛知総合法律事務所

（ア）消費者事件、破産事件を多く扱ういわゆる市民法律事務所であることが、事務所の原点であるとし、弁護士会活動への積極的参加も法人設立の目的に挙げる。

ワンストップ化として、税理士、司法書士、社会保険労務士も事務所に所属し、その方面への業務拡大をしたいという。企業法務にも参加したいと中国弁護士も雇用する。現在進化中の事務所という印象です。

（イ）進化していくために、弁護士法人の持つ永続性、大型化による専門化の可能性、集合化による弁護士会活動への参加の容易性をどう活用していくか。愛知総合法律事務所の今後の課題でしょうか。

（四）えのもと法律事務所

社員弁護士がロースクールに赴任するので、個人事務所としての色彩を払拭し、事務所の法人化は、将来的には専門化や継続性に有利と判断したとのことであり、過疎地赴任者の受入事務所でもある。榎本弁護士自身弁護士会の多重会務者であり、弁護士会の会務活動に積極的です。えのもと法律事務所も今後、弁護士法人のメリットを活用し、どう進化していくか見守っていききたい進化中の事務所です。

四 その他の愛知での動き

1 弁護士法人リブレの誕生

シンポジウムの会場でも発言があったが、シンポジウム直前に名古屋市内の法律事務所と岡崎市内の法律事務所とが合同で弁護士法人化し、名古屋市内の事務所を従たる事務所に、岡崎市内の事務所を主たる事務所にして開設し、さらに愛知県内に従たる事務所を出したいと積極的です。

従たる事務所の活用の仕方は様々ありそうです（別稿参照）。

この場合は、複数の事務所が、従来の事務所業務を継続しながら、合同化して法人化することにより、現状を変えずに、組織化を図り、実質的に複数事務所の共助を実現していく手法として興味深い。弁護士法人が議論されたときに、地方では、従たる事務所は東京の大型事務所が地方に進出してくる足がかりになるとの

危機意識が強かったが、結果としては杞憂だったようです。
従たる事務所の活用の一形態としてリブレの今後に注目したい。

2 弁護士法人名城法律事務所

弁護士法人名城法律事務所は、全国的には珍しい弁護士法人形態です。高齢者、障害者のための生活支援としてのNPO法人の金銭管理、法律的支援のためだけに弁護士法人を設立した（別稿参照）。

弁護士法人の持つ、信頼性、永続性を活用したものです。理念的にも経営的にも順調だということで、弁護士法人化の議論の時には予想していなかった形態です。弁護士法人の活用の可能性が無限であり、今後新しい弁護士法人の活用の仕方のテストケースでしょうか。

五 元気が出たか

弁護士法人は様々な活用の可能性を秘めたものであり、パネリスト、会場発言で、弁護士法人を設立してよかった、設立目的を達しつつあり、今後さらに進化していきたいという事務所を法人化した各弁護士の前向きな発言を伺うことができました。

大量弁護士時代を生き残り、市民の法的ニーズにこたえていく法律事務所の在り方として弁護士法人は我々に希望と可能性を与え

るものといえよう。その意味で、元気が出てきたと言えよう。



